店頭商品CFD取引説明書【商品】

(CFDネクスト)

本説明書は、商品先物取引業者である株式会社外為どっとコム（以下「当社」といいます。）が、商品先物取引法第217条の規定に基づき当社がお客様との間で、店頭商品CFD取引の契約を締結する際にあらかじめお客様に交付することが義務付けられている書面です。以下、同法第２条第14項に規定する店頭デリバティブ取引のうち、店頭商品CFD取引について説明します。

店頭商品CFD取引は取引対象である銘柄の価格等の変動により損失が生じることがあります。また、取引金額がその取引についてお客様が預託した保証金の額に比して大きいため、その損失の額が保証金の額を上回ることもあります。

当社が提供する店頭商品CFD取引の口座開設および取引を開始されるにあたっては、本説明書、およびCFDネクスト取引約款をよく読み、ご理解のうえ、ご自身の判断と責任で取引を行っていただきますようお願い申し上げます。

目　次

Ⅰ．店頭商品CFD取引のリスクおよび委託財産の管理方法について　2

Ⅱ．店頭商品CFD取引のリスクについての説明　5

Ⅲ．店頭商品CFD取引説明ガイド　7

Ⅳ．店頭商品CFD取引行為に関する禁止行為　22

Ⅴ．店頭商品CFD取引の主な用語について　24

Ⅵ．当社の概要について　26

Ⅰ．店頭商品CFD取引のリスクおよび委託財産の管理方法について

１．お客様が行う店頭商品CFD取引の額は、その取引についてお客様が預託すべき保証金に比べて大きい額となります。

２．お客様が行う店頭商品CFD取引につき、取引対象銘柄の市場価格の変動により損失が生じることがあり、かつ当該損失の額がお客様からお預かりした資金（以下「預託金」といいます。）を上回るおそれがあります。

３．売値（Bid）の価格と買値（Ask）の価格との間には価格差（スプレッド）があります。また相場状況の急変により、これらスプレッドの幅の拡大、注文発注時の表示価格と約定価格との乖離（スリッページ）の発生、その他意図した取引ができなくなる可能性があり、その結果損失が生じることがあります。

４．金利情勢の変動等により金利調整額が受取りから支払いに転じることもあり、その場合には損失が生じるおそれがあります。

５．取引システム、または当社とお客様とを結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消などができなくなる可能性があり、その結果損失が生じることがあります。

６．取引手数料は、無料（0円）です。ただし、ロスカット発生時には、別途ロスカット手数料が発生します。

７．お客様から店頭商品CFD取引注文を受けたときは、当社はすみやかに当該注文を執行いたしますので、お客様が注文成立後に当該注文成立に係る契約を解除（クーリングオフ）することはできません。新規注文の約定により成立したポジションは、反対売買により決済することができますが、このとき売値が買値を下回る可能性があり、その結果損失が生じることがあります。

８．お客様と当社との取引は、取引所で行われる証券取引や先物取引などとは異なり、当社が取引におけるお客様の相手方として行動する相対取引です。したがって当社の信用状況によっては、お客様が損失を被る可能性があります。

９．当社は、店頭商品CFD取引のリスクをヘッジする目的で以下の金融機関等を相手方としてカバー取引を行っております。

■26 ディグリーズ グローバル マーケット（26 Degrees Glob

al Markets Pty Ltd.）
リクイディティプロバイダー（オーストラリア証券投資委員会（ASIC））
■ストラトス　マーケット（Stratos Markets Limited）リクイディティプロバイダー（英金融行為規制機構（FCA））
■ユービーエス・エイ・ジー（UBS AG）銀行業（連邦金融市場監督機構による監督）
■スタンダードチャーター銀行（Standard Chartered Bank）銀行業（英国金融行為規制機構および英国健全性監督機構による監督）
■ドイツ銀行（Deutsche Bank AG）銀行業（ドイツ連邦金融監督庁による監督）
■ゴールドマン・サックス・インターナショナル（Goldman Sachs International）証券業（英国金融行為規制機構および英国健全性監督機構による監督）
■JP モルガン・チェース銀行（JPMorgan Chase Bank, N.A.）銀行業（米国通貨監督庁による監督）

10. 当社ではお客様の預託金につき、株式会社三井住友銀行の顧客分別金信託口座にて、当社の固有財産とは分別して管理しております。なお預託金が信託へ入金されるまでの間は顧客分別金信託口座の保全対象となりませんが、その間もクイック入金サービス提携金融機関において預託金等であることが名義により明らかな預金口座にて、当社の固有財産とは分別して管理しております。クイック入金サービス提携金融機関は以下のURLにてご確認ください。
(https://www.gaitame.com/service/common/quick-deposit/#quick)
11. 当社、カバー取引先および預託金の預託先の業務または財産の状況が悪化した場合、預託金の返還が困難になることで、お客様が損失を被る危険があります。また、カバー取引先の事業撤退等により、対象となる銘柄において強制決済およびサービスの停止が発生する恐れがあります。
12.当社の店頭商品CFD取引に係る税制及び関連法規の変更等により、現状より不利な条件での取引となる可能性があります。

店頭商品CFD取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合または継続して取引を行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に理解し、自己の資力、取引経験および取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

以　上

Ⅱ．店頭商品CFD取引のリスクについての説明

●店頭商品CFD取引にはさまざまなリスクが存在します。下記の内容をお読みになり、商品性およびリスクについて理解し、納得された上で口座開設手続を行なってください。

●店頭商品CFD取引は元本が保証されたものではありません。取引を開始された後に、取引対象銘柄の市場価格がお客様にとって不利な方向に変動した場合は、お客様は損失を被ることとなり、マーケットの変動によっては損失の額が預託していただいた金額を上回る可能性もあります。

●店頭商品CFD取引はすべてのお客様に無条件に適しているものではありません。お客様の取引目的、経験、知識、財産状態、財務計画など様々な観点からお客様ご自身が取引を開始されることが適切であるかどうかについて十分にご検討くださいますようお願いいたします。

（1）価格変動リスク

商品市場またはインターバンク市場では、24時間常に取引対象銘柄の市場価格が変動しております（土日・一部の休日を除く）。相場がお客様の予想と反対方向に進んだ場合、差損が発生します。

（2）レバレッジ効果

店頭商品CFD取引ではレバレッジ（てこの作用）による高度なリスクが伴います。実際の取引金額に比べて保証金の額は小さいため、小さなマーケットの動きであっても口座の資産価値は大きく変動することになります。マーケットがお客様のポジションに対して一定の割合以上不利な方向に変動した場合、レバレッジの効果を下げるため、保有する一部または全部のポジションを決済するか、あるいは新たに預託金を追加していただく必要があります。さらに市場がお客様のポジションに対し急激にかつ大きく不利な方向に変動した場合、お客様の損失の拡大を防止するため、お客様の保有するポジションの全部が強制的に決済される可能性もあります（ロスカット）。このように、保証金取引では相対的に小さな資金で大きな利益を得る可能性がありますが、逆に預託金をすべて失う、あるいは預託金を超えて損失を被る可能性も同時に存在します。

（3）損失を限定させるための注文の効果

損失を限定させることを意図した特定の注文方法（ストップ注文）は、通常の市場環境ではお客様の損失を限定する効果があるものと考えられますが、状況によって有効に機能しないことがあります。例えば、マーケット価格が一方向にかつ急激に変動した場合、お客様が指定された価格よりも不利な価格で約定する可能性（スリッページの発生）があり、意図していない損失を被ることがあります。また、システム的に設定されているロスカットについても、取引におけるお客様の損失を一定の範囲に限定させる目的のものではありますが、設定されたとおりにロスカット処理が実行されることが保証されたものではなく、急激な相場変動等によるスリッページの発生ならびに電子取引システムの遅延等の結果、ロスカットが速やかに処理されない場合があります。これらにより最終的に預託金以上の損失を被る可能性があります。
※お取引においてはストップ注文（逆指値注文）をご利用のうえ、お客様の責任においてリスク管理を行っていただくことをお勧めいたします。

（4）店頭商品CFD取引の性質とリスク

当社が提供する店頭商品CFD取引は店頭商品デリバティブ取引です。取引所で行われる先物取引やオプション取引の場合と異なり、当社は店頭商品CFD取引に関してお客様のカウンターパーティ（取引の相手方）として行動します。そのような性質から店頭商品CFD取引では取引の執行を当事者同士の信頼に依存する部分が取引所取引と比べてより多くなります。お客様は店頭商品CFD取引を開始される前に、取引の性質とリスクについて理解する必要があります。

（5）金利変動リスク

店頭商品CFD取引は、日々金利差調整額（金利調整額）の受払いが発生します。金利調整額の受払いの内容は、各国の景気や政策など様々な要因による金融情勢を反映した市場金利の変化に応じて日々変化します。そのため、その時々の金利水準によって金利調整額の受払いの金額が変動したり、場合によっては受払いの方向が逆転するリスクがあります。また、金利調整額の受払いはお客様がポジションを決済するまで発生します。

（6）流動性と特殊な状況

マーケットの状況によっては、お客様が保有するポジションを決済することや新たにポジションを保有することが困難となることがあります。主要国での祝日や早朝・深夜帯におけるお取引、あるいは普段から流動性の低い銘柄でのお取引は、マーケットの状況によっては、当社の通常の営業時間帯であっても、取引価格の提示が困難になる場合があります。また、天災地変、戦争、政変、相場の急変、同盟罷業、商品市場またはインターバンク市場の閉鎖等の特殊な状況下で特定の銘柄のお取引が困難または不可能となる可能性もあります。

（7）電子取引システムの利用

電子取引システムを利用した取引には、電話での取引とは異なる独自のリスクが存在します。電子取引システムでの取引の場合、注文の受付に人手を介さないため、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が約定しない、あるいは意図しない注文が約定する可能性があります。電子取引システムを利用する際に用いられる口座番号、パスワード等の情報が、窃盗、盗聴などにより漏れた場合、その情報を第三者が悪用することによりお客様に損失が発生する可能性があります。また、システム機器、通信機器等の故障、アクセスの集中等により、取引が停止されたり、取引の処理が遅延する可能性もあります。

（8）金利調整額リスク

商品現物、商品先物を原資産とする店頭商品CFD取引（以下「商品CFD」といいます。）において、取引時間終了時点でポジションを保有していた場合には、当社がカバー取引を行う際に発生する金利に銀行間金利を加味した金利調整額がポジションに発生します。金利調整額は当社が定めた額とし、金利情勢の変化等により、日々、金利調整額が変動します。また、マイナス金利となる場合は、当社への支払いとなります。

以上の説明は、店頭商品CFD取引に伴う典型的なリスクを簡潔に説明するためのものであり、取引に生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。取引の開始に際しては、取引の仕組みおよびリスクについて十分にご研究いただくようお願い申し上げます。

Ⅲ．店頭商品CFD取引説明ガイド

1．店頭商品CFD取引とは

CFDとはContract for Differenceの略称であるデリバティブ（金融派生商品）です。店頭商品CFD取引とは、事前に取引金額の一部を保証金として預け入れた後に商品現物、商品先物を原資産とした店頭商品CFD取引（商品先物取引法第２条第14項に該当する取引で、当該売買の目的となっている銘柄の新規の売りもしくは買い、これらに対する決済の売りもしくは買いによる差金の授受によって決済することができる取引）をいいます。

2．口座開設について

当社の店頭商品CFD取引『CFDネクスト』（以下「本取引」といいます。）の取引口座（以下「CFDネクスト口座」といいます。）の開設のお申込みは、当社ホームページもしくは専用の口座開設申込用紙にてお受けいたします。お問い合わせ等は当社サポートセンター（０１２０－４３０－０８４または０３－６６２８－８２１０）でお受けいたします。

店頭商品CFD取引は、リスクが大きく、大きな損失を被る可能性があります。そのためCFDネクスト口座を開設していただくにあたっては、次の要件を満たしていただくことが必要となります。

●CFDネクスト取引約款・本説明書および口座開設リスク確認書等の内容をご理解、ご承諾いただくこと。当社では取引約款・本説明書の交付、確認書等のご承諾は電磁的方法により行われますので、事前に電磁的方法により交付が行われることに関してご承諾をお願いいたします。

●当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のようになっております。

（１）店頭商品CFD取引である本取引の特徴、仕組み、リスクについて十分理解していること

（２）当社から電子メールもしくは電話で直接お客様ご本人と常時連絡がとれること。お客様が法人の場合は、売買担当者と常時直接の連絡が取れること

（３）ご自身の電子メールアドレスをお持ちであること

（４）本取引にかかる報告書面の電子交付に同意いただけること

（５）電子交付の利用にあたり必要となる通信機器、通信回線および閲覧環境等を用意いただけること

（６）18才以上80才以下の行為能力を有する個人であること。お客様が法人の場合、売買担当者が18才以上80才以下の行為能力を有する個人であること

（７）居住地国が日本国のみであること。お客様が法人の場合、日本国内で本店が登記されている法人であり、かつ売買担当者が日本国に居住していること。また、お客様が特定法人（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律等に定義するところに従う）に該当する場合、当該法人の実質的支配者の居住地国が日本国のみであること

（８）お客様が個人の場合、ご登録住所（本人確認書の住所）にて郵便物の受領が可能なこと。お客様が法人の場合、商業登記簿上の本店および売買担当者のご登録住所（本人確認書の住所）にて郵便物の受領が可能なこと

（９）CFDネクスト取引約款および本説明書、その他当社の定める規則等を理解するに充分な日本語の能力をお持ちであること。また、日本語による電話等での会話ができ、意思の疎通に一切の支障がないこと

（10）お客様の当社における指定口座（振込先預金口座）としては、国内に存する金融機関を指定していただけること

（11）名義の如何を問わず、同一のお客様が本取引において既に口座を保有していないこと。ただし、所定の基準に基づき当社が承諾した場合を除く

（12）お客様の個人情報（個人番号および法人番号を含む）を正確にご登録いただけること
（13）日本商品先物取引協会会員の役職員または一般社団法人金融先物取引業協会会員の役職員でないこと
（14）CFDネクスト取引約款に定めるお客様の義務に違反していないこと
（15）余裕資金にてお取引いただけること
（16）外国PEPs（犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」といいます。）施行令第12条第3項各号および同法施行規則第15条各号に掲げる者（外国の元首、外国政府等において重要な地位を占める者及び過去にこれらの者であった者並びにこれらの者の家族等）に該当しないこと

3．本人確認書類等の提出

（１）本人確認書類について

犯収法に基づき、当社におきましては、お客様ご本人の確認を徹底する目的で運転免許証や住民票の写し等の本人確認書類をご提出していただいております。趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

（個人のお客様の場合）

1．運転免許証
2．パスポート
3．各種福祉手帳
4．在留カード
5．特定在留カード（表面）
6．特別永住者証明書
7．特定特別永住者証明書（表面）
8．マイナンバーカード（表面）
9．印鑑証明書
10．住民票の写し
11．住民票記載事項証明書

※ご注意

・ 1～8は有効期限内または現在有効なものをご用意ください。
・2は2020年2月4日以降に申請したパスポートは「所持人記入欄」がないため、ご利用いただけません。
・ 9～11は作成・発行日から6ヶ月以内のものをご用意ください。
・ 上記本人確認書類は、お名前・ご住所・生年月日を確認できる書類をご用意ください。

（法人のお客様の場合）

1．履歴事項全部証明書もしくは登記簿謄本
　※ご注意　発行日から6ヶ月以内の原本（コピー不可）をご用意ください。
2．売買担当者の本人確認書類（上記個人のお客様の場合と同様）
3．代表者の本人確認書類(同上)

以上の手続きおよび以下（２）に定める手続きが完了し、所定の保証金を預託いただきますと、お取引が可能となります。

（２）個人番号について

お客様が本取引を開始するにあたっては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、当社において、先物取引に係る支払調書の作成・提出事務等を行うため、お客様の個人番号を申告いただく必要がございます。

※法人のお客様においては法人番号の申告が必要となります。

4. 取引方法について

本取引では、インターネットを通じ、各種端末にて行われます。取引チャネル毎のご利用環境等につきましては、当社ホームページをご参照ください。
なお、本説明書の操作方法等の一部の記載は、代表的な取引チャネルであるWebブラウザを前提とするものであり、その他の取引チャネルにおける操作方法等とは一部相違があることにご留意ください。各取引チャネルの操作方法等の詳細につきましては、当社ホームページ内、各操作マニュアルをご参照ください。

5. 取引時間

CFDネクストの取引時間は銘柄毎に異なります。
取引時間、メンテナンス時間および休場日につきましては、当社ホームページをご参照ください。
※システムメンテナンスまたは取引時間終了に関するシステム処理の状況により、予告なく取引時間の開始または終了が遅延して上記の取引時間が変更される可能性があります。
※当社は、経済情勢等の変化に伴い取引時間を変更する場合があります。
※原資産市場の休場日、その他事故・災害等により取引が停止されている場合、お取引することができません。
※当社は、上記の時間内において、回線および機器の瑕疵または障害、または補修等やむを得ない事由により、予告なくシステムメンテナンス、またはサービスの一部もしくは全部の提供を一時停止または中止することがあります。
※毎営業日の取引開始直後の数秒間においては、システム処理の仕様により、成行注文に限りエラーメッセージが表示され、発注できない場合があります。

6. 取扱銘柄

当社の店頭商品CFD取引では、商品CFDを取り扱います。取引銘柄の詳細につきましては、下記のURLをご参照ください。
(https://www.gaitame.com/cfd/rule/005)

（１）商品CFD
・国内外の商品現物、商品先物を原資産とするCFDをいいます。
・商品CFDの取引に必要な保証金の最低額は、各ポジションの対価の額の5%（レバレッジ20倍）に相当する円価格です。
・商品CFDの価格は、対象となる原資産の商品現物、商品先物の市場価格に連動します。
・毎取引時間終了時点でポジションを保有していた場合は、金利調整額の受払いが発生します。

7. スプレッド

・当社は、CFDの価格を売値（Bid）および買値（Ask）を同時に提示する2Way方式で提示します。
・売値（Bid）と買値（Ask）の間に価格差があります。（この価格差を「スプレッド」といいます。）スプレッドは銘柄毎に異なります。また、スプレッドは市場の流動性、価格変動、取引時間等により変動します。

8. 金利調整額

・商品CFD取引において、取引時間終了時点でポジションを保有していた場合には、当社がカバー取引を行う際に発生する金利に銀行間金利を加味した金利調整額がポジションに発生します。
・金利調整額は当社が定めた額とし、日々、金利情勢の変化等により、金利調整額が変動

します。また、マイナス金利となる場合は、当社への支払いとなります。
詳細につきましては、下記のURLをご参照ください。
(https://www.gaitame.com/cfd/rule/006)

9. 保証金

（１）保証金の預け入れ

・CFD取引口座を開設されたお客様に対し、当社は「指数CFD口座」、「商品CFD口座」および「株式CFD口座」を設定します。
・指数CFDの取引に係る保証金、および当該取引について反対売買を行った場合の差損益金その他授受については「指数CFD口座」において処理します。
・商品CFDの取引に係る保証金、および当該取引について反対売買を行った場合の差損益金その他授受については「商品CFD口座」において処理します。
・株式CFDの取引に係る保証金、および当該取引について反対売買を行った場合の差損益金その他授受については「株式CFD口座」において処理します。
※以下、「指数CFD口座」「商品CFD口座」「株式CFD口座」のように、CFDの原資産の商品区分に従い、当該商品区分にかかるCFD取引を行うために設定する口座（勘定）を、「商品区分口座」と称します。また、CFD取引を行うための口座の総称として「CFDネクスト口座」と記載します。
・新規注文を行うときは、あらかじめ、当社が定める必要保証金額以上の額を、保証金としてお客様のマイページ残高（未使用金）よりCFD取引口座に振替により預け入れていただく必要があります。（以下、お客様がCFD取引口座に預け入れられた保証金を、「預託金」といいます。）なお、振替にあたっては商品区分口座の指定も必要です。
・当社のCFD取引における金銭の受払いはすべて円貨にて行うものとします。外貨でのやり取りや、有価証券による代用はできません。
・定時・臨時のシステムメンテナンスにより、マイページ残高（未使用金）からCFD取引口座への振替ができない場合があります。不測の事態に備えて、あらかじめ保証金を多めに預け入れていただく等、余裕をもったお取引をお願いいたします。

（２）必要保証金額

・新規注文時の注文中必要保証金額の計算は次のとおりです。
　注文中必要保証金額＝注文数量×注文価格×保証金率（%）×円換算レート

・ポジション毎のポジションを保有するための必要保証金額の計算は次のとおりです。
　買ポジションの場合
　必要保証金額＝ポジション数量×評価レート（Bidレート）×保証金率（%）×円換算レート

　売ポジションの場合
　必要保証金額＝ポジション数量×評価レート（Askレート）×保証金率（%）×円換算レート

※必要保証金額の計算には評価レートが用いられるため、CFDの価格によりリアルタイムで変動します。（以下、ある時点のポジションにおける必要保証金額の総額を「必要保証金額」といいます。）
※当社では両建て取引における必要保証金額の算定に「MAX方式」を採用しております。「MAX方式」とは、両建てとなっている銘柄において、売・買それぞれの必要保証金額を比較して、いずれか大きい側を必要保証金額として採用する方式をいいます。
※円換算レートは、取引対象の取引通貨が米ドルの場合は、計算時点における米ドル/円レ

ートとなります。
※当社は必要保証金額をリアルタイム計算により算出しております。銘柄毎の取引時間外であっても(商品口座全体の取引時間内は）円換算レートは更新されるため、全体の取引時間内であれば、取引時間外の銘柄のポジションのみであっても、円換算レートの変動によってロスカットが発生する可能性があります。

・商品区分毎の保証金率は次のとおりです。

商品区分	保証金率	レバレッジ
商品CFD	5%	20倍

※マーケットの状況により保証金率を変更する場合がありますのでご注意ください。

（３）保証金の振替
・出金可能額の範囲内で、マイページ残高（未使用金）、他の取引口座（外貨ネクストネオ口座、らくらくFX積立口座、外貨ネクストバイナリー口座）、およびCFDネクスト口座の他の商品区分口座への振替が可能です。
・お客様がご登録されている出金先円預金口座への出金は、マイページよりお手続きしてください。

（４）ロスカット・ルール
・ロスカット・ルールとは、相場の変動によって生じるお客様の損失を限定することを目的として、有効比率が100%を下回ったときに、お客様の保有するポジションすべての（成行注文の自動発注による）決済と、未約定注文すべての取消を行う取り決めをいいます。

有効比率（%）＝（有効評価額÷必要保証金額）×100%

・ロスカット・ルールは商品区分口座毎に適用されます。
・当社のCFD取引では、取引時間中は常に一定間隔（通常5～20秒程度）でお客様の有効比率の計算を行い、ロスカット水準（100%）を下回った場合には、該当の商品区分口座において、次の手順によりロスカット（強制決済）を行います。

ロスカットの手順
（ⅰ）有効比率がロスカット水準を下回った場合、当該商品区分口座のすべての未約定の新規注文と決済注文を取消します。
（ⅱ）当該商品区分口座において保有されているすべてのポジションをロスカット（強制決済）します。

※ロスカットは成行注文により行うため、ロスカット水準での取引価格での決済、および損失を保証するものではありません。特に、ロスカット発動時に反対売買により決済されるべきポジションの銘柄が取引時間外、休場日等の理由により取引ができない場合は、取引開始を待ってロスカットが執行されることになります。そのため、その間の相場変動によっては損失が拡大し、CFDネクスト口座の預託金以上の損失を被る可能性もありますので、ご注意ください。

（５）不足金発生時の対応
・当社では、ロスカット・ルールを導入していますが、相場の急激な変動等により損失がCFDネクスト口座の預託金の額を上回り、不足金が発生することがあります。
・不足金は商品区分口座毎に発生します。

・ある商品区分口座で不足金が発生した場合、お客様が他の商品区分口座において出金可能額が存在する場合、およびマイページ残高（未使用金）に預託金残高がある場合は、当該金額を当社の任意により充当させていただく場合があります。
・上記による充当ができない場合、当社の定める順序により、他の取引口座より、当該金額を当社の任意により充当させていただく場合があります。

10. 決済に伴う金銭の授受
・CFD取引では、反対売買を行うことにより決済を行います。「買い」の未決済ポジションを決済するには「売り」、「売り」の未決済ポジションを決済するには「買い」をそれぞれ取引することにより決済してください。
・CFD取引には取引期限はありません。
ただし、取引されている銘柄に条件等の変更や取扱いの停止等が発生した場合、その他やむを得ない事由が発生した場合には、当社がその当該銘柄の新規取引を停止し、かつ任意の決済期日を設定することがあります。この場合、決済期日までに、反対売買による決済をお願いします。決済期日までに決済していただけなかった場合、決済期日の翌営業日以降、当社の任意により決済を行わせていただきますのであらかじめご了承ください。また、ロスカットルールが適用された場合についても、当該ルールが適用された商品区分口座におけるすべての未決済ポジションは強制決済されますのでご留意ください。

11. 注文の方法
・お客様は、当社Webサイトよりインターネット経由で、CFD取引に係る取引注文を行うことができます。
・電話等それ以外の手段による注文の受託は、システム障害時等を含めて一切できませんのでご了承ください。

12. 注文の指示事項
お客様は、当社にCFD取引の注文をする場合、次の事項の指示をお願いします。
・銘柄名
・売買の別
・新規または決済の別
・取引の数量
・注文の種類
・注文価格（成行注文等、価格の指定が不要な注文の場合を除きます。）
・注文の有効期限
・その他当社が指定する事項

13. 注文の種類
（１）成行注文
・成行注文は、発注する銘柄、売買の別、取引の数量、スリッページが選択された画面において、現在の価格が表示された画面の注文ボタンを押下するとその価格で発注される注文です。
・お客様の注文価格（＝発注時の画面上の表示価格）と当社サーバに到達時点の価格差（これを「スリッページ」といいます。）が発生する場合があります。スリッページは、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。
・成行注文では、発注時にお客様が許容できるスリッページ幅を注文画面上で設定することができます。その場合には、お客様の注文を当社のサーバで受注した時点（＝約定処理時点）における取引価格がお客様の注文価格と一致するか、または、お客様が設定したスリッページ許容幅の範囲以内であれば、約定処理時の取引価格を約定値として適用し、ス

リッページ許容幅を超えた場合はお客様にとって有利な場合でも不利な場合でも約定しません。
・スリッページ許容幅を設定せずに成行注文を発注することもできますが、相場急変時はスリッページが予想外に拡大する場合がありますので、ご注意ください。
※ロスカット（強制決済）による注文の執行は、成行注文により行います。

（２）指値注文
・指値注文は、お客様が注文価格を指定して発注する注文です。
・指値注文は、お客様の注文価格が実勢価格よりも有利な価格（買い指値注文の場合は配信価格の買値（Ask）以下の値段、売り指値注文の場合は配信価格の売値（Bid）以上の値段）として指定された場合のみ、有効な注文として受注されます。
・指値注文はお客様の指定した有効期限内で、買い指値注文は配信価格の買値（Ask）が注文価格以下となった時点で当該注文価格を以って全数量を約定し、売り指値注文は配信価格の売値（Bid）が注文価格以上となった時点で当該注文価格を以って全数量を約定します。
・オープン時（週の始めや、日々の定時メンテナンス後の取引開始時をいいます。）に有効となっている指値注文（売・買、新規・決済を問いません。）は、同時点でその約定条件を満たしている場合、オープンレート（取引開始時最初の提示レート）で約定します。

（３）ストップ（逆指値）注文
・ストップ注文は、お客様が注文執行のトリガーとなる価格（以下、「トリガー価格」といいます）を指定して発注する注文です。
・ストップ注文は、受注時における実勢価格に対して、不利な価格がトリガー価格として指定された場合のみ、有効な注文として受注されます。
・ストップ注文はお客様の指定した有効期限内で、買いストップ注文は、配信価格の買値（Ask）がお客様の指定したトリガー価格と一致またはそれを上回る価格となった時点で当該基本価格を以って全数量を執行し、売りストップ値注文は、配信価格の売値（Bid）がお客様の指定するトリガー価格と一致またはそれを下回る価格となった時点で当該基本価格を以って全数量を執行します。お客様が指定するトリガー価格と実際の約定価格との間にはスリッページが発生する場合があります。

14. 注文の有効期限

種類	説明
当日	注文発注した日の取引時間終了時点まで
週末	注文発注した日の同じ週の金曜日取引時間終了時点まで
日時指定	お客様が指定した日時（時分単位で指定可能）まで
無期限	無期限（お客様からの取消、またはロスカット執行がない限り有効）

※なお、該当のCFD銘柄に条件等の変更や取扱いの停止が発生した場合、その他やむを得ない事由が発生した場合には、お客様の注文を当社で取消させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

15. 反対売買によるポジションの返済
・保有されているポジションについて、反対売買に相当する取引が成立した場合は、約定数量分が保有ポジションから減少します。対象ポジションを指定しない決済注文は、約定日時の古い順に決済されます。

16. 取引成立の報告
・お客様のCFD取引に係る注文が約定した場合、当社は取引の内容等を明らかにした取引報告書（取引報告書兼取引残高報告書）をお客様に交付します。

・取引報告書は商品区分口座毎に作成されます。

17. その他

・当社からの通知や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違または疑義があるときは、すみやかに当社までご照会ください。
・CFD取引の仕組み、取引の手続き等について、詳しくは当社にお尋ねください。

18. 取引価格

お客様は、当社のカバー取引の相手方であるカバー先金融機関、および複数の商品市場またはインターバンク市場参加者（以下「カバー先金融機関等」といいます。）から配信される価格を参考に、当社独自の基準に基づいて当社が提示する価格で取引を行います。
本取引では売値（Bid）での価格と買値（Ask）での価格の両方の価格を同時に、取引画面上に提示いたします。
※売値（Bid）での価格と買値（Ask）での価格との間には価格差（スプレッド）があり、マーケットの状況等により拡大する場合があります。

【相場急変時等における取引価格配信の停止および再開について】
当社では重要経済指標等の発表前後や相場急変時、原資産市場もしくは参照市場における取引規制等の発生時、市場流動性の著しい低下時、最新価格の参照が困難となった場合、カバー先金融機関等から異常な価格の配信があった場合、価格配信が行われない場合または価格配信が継続的かつ安定的に行われない場合、その他当社やカバー先金融機関等にて通信回線もしくはシステムに障害が発生した場合等において、当社が市場実勢を反映した適正な価格の提示が困難であると判断したときは、 お客様への取引価格の配信を停止することがあります。取引価格の配信を停止している間は、すべての注文の受付、執行または約定処理を停止することがあります。

当社がお客様への取引価格配信を停止している間の相場動向によっては、配信再開時点の当社取引価格が停止時点の同価格と乖離する場合があり、再開後に有効比率がロスカット水準（100%）を下回った場合はロスカットが執行されます。また、このときのロスカット執行は、取引価格配信の再開以降になされる評価の値洗いに基づき、成行注文により決済されるため、配信再開直後の当社取引価格とは異なる約定値が適用される可能性があります。その結果、預託金以上の損失を被る可能性もありますが、当社ではその差額の補填や約定の修正等は行いません。

19. カバー取引

当社は、お客様の注文が約定した際に当社において発生する価格変動リスクを回避するため、カバー取引およびマリー（相殺）取引を行っております。お客様の注文が約定した後、他のお客様に当該約定に対当（同一銘柄かつ反対の売買区分）する約定があればその分は価格変動リスクを相殺（マリー）できることから、マリー取引により価格リスクを相殺できなかった部分にのみカバー取引を行います。当社ではマリー取引がなされていないお客様の約定数量の合計が一定量以上にならないよう管理しており、一定量を超えた部分については、その時点で当社に対し最も条件のよい価格を提示したカバー先金融機関等に対し速やかにカバー取引を実行することで、価格変動リスクをヘッジしております。
なお、市場の流動性が著しく低下するなど相場の状況によっては前述の限りではなく、当社のカバー取引担当者の判断によりカバー取引を実施する場合があります。
※カバー先金融機関等による価格誤配信などの理由により、市場実勢から乖離した約定値の適用、および本来確定すべき金額とは異なる損益金が発生する可能性があります。当該

約定値が市場実勢から明らかに乖離した場合、乖離したと当社が合理的に判断した場合においては、当社にて本来あるべき約定値への訂正（損益金の調整入出金を含む）、もしくは約定取消を行う場合があります。カバー取引の詳細につきましては、当社ホームページをご参照ください。

20. 注文の約定と訂正・取消

お客様が発注した注文が、後述する所定の約定条件（「14. 注文の種類」を参照）を満たした際には、当該注文は速やかに約定します。またこのときの約定値には、原則として当社の提示する取引価格が適用されます。

なお、当社のシステム障害発生時や取引価格配信の停止時（「18. 取引価格」を参照）における約定、あるいはカバー先金融機関等による価格誤配信などの理由により、市場実勢から乖離した約定値の適用、および本来確定すべき金額とは異なる損益金が発生する可能性があります。当該約定値が市場実勢から明らかに乖離するものであると当社が認めた場合、その他当社が必要と判断した場合においては、当社にて本来あるべき約定値への訂正（損益金の調整入出金を含む）、もしくは約定取消を行う場合があります。また当社はこの場合、電子メール、電話、取引画面内へのお知らせメッセージ掲出等の手段（状況により異なります）により、対象となるお客様へ速やかに通知いたします。

21. 注文の変更・取消

お客様が発注されたご注文は、未約定の場合に限り変更・取消を行うことができるものとします。トレール注文は変更できません。

指値・ストップ注文等によるご注文内容のうち、注文価格や有効期限を変更される場合には、その内容を所定の箇所より変更いただけますが、トレール注文や指値・ストップ注文等のその他の項目を変更する場合には、一旦注文の取消を行った後に、再度注文をお出しいただく必要がございます。

22. 一注文あたりの発注上限

お客様が一度に発注できる注文数量には上限があります。

上限は銘柄毎に異なりますので、詳細につきましては、当社ホームページをご参照ください。

※本上限は当社の判断で変更する場合があります。

23. ポジション件数上限について

お客様が保有できるポジション件数には上限があります。

詳細につきましては、当社ホームページをご参照ください。

※本上限は当社の判断で変更する場合があります。

24. ポジション持高制限について

お客様が保有できるポジション持高（総量）には上限があります。

詳細につきましては、当社ホームページをご参照ください。

※本上限は当社の判断で変更する場合があります。

25. 手数料

取引手数料・ロスカット手数料

商品区分	取引手数料額（税込）	ロスカット手数料額（税込）

商品CFD	無料	110円

※ロスカット手数料は、1取引単位あたりの手数料となります。
※ロスカット手数料には、**消費税10%**が含まれています。
※取引手数料およびロスカット手数料は当社の判断により変更する場合があります。
※各銘柄において、売値（Bid）の価格と買値（Ask）の価格との間には価格差（スプレッド）があり、マーケットの状況等により拡大する場合があります。

振込手数料

入金の種類	振込手数料額（税込）
クイック入金サービス	無料
通常振込	お客様負担
振替入金	無料

出金手数料

出金手数料は無料です。

その他手数料

お客様の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度お客様にご負担いただきます。

26. 両建て取引

本取引では、同一銘柄につき異なる売買区分のポジションを同時に保有する、いわゆる両建て取引が可能です。
両建て取引は、スプレッドコスト（売値と買値の差）が二重にかかること、金利調整額が売建ておよび買建てで異なる場合は逆ざやが生じる恐れがあること、売値と買値の価格差についてもお客様が二重に負担することなどから、お客様にとって不利益となる可能性がありますので、当社ではお勧めいたしません。お客様が上記の特性を充分にご理解いただいたうえ、ご自身の判断と責任において行ってください。
なお当社では、両建て取引における必要保証金額の算定に「MAX方式」を採用しております。詳細につきましては、当社ホームページをご参照ください。

27. 完全前受制度

当社がお客様からのCFDネクストロ座へのご入金を確認できた時点で、取引が可能となります。

28. マイページ

マイページでは、各種登録情報の確認・変更やログイン時のパスワードの変更のほか、当社の提供する他の取引口座（外貨ネクストネオロ座、らくらくFX積立口座、外貨ネクストバイナリーロ座）の開設のお申込み、および開設後には他の取引口座の取引画面へのログインが可能です。
またマイページにおいては、本取引に関する資金のうち、直ちに本取引に使用しない資金をCFD

ネクストロ座の預託金と分別して留め置くことができ、この分別した預託金の残高を「マイページ残高（未使用金）」といいます。
※「マイページ残高（未使用金）」にある預託金は、本取引における「資産合計」（「31．本取引に関する用語」を参照）には算入されません。
そのため「マイページ残高（未使用金）」の残高の大小にかかわらず、お客様のCFDネクストロ座の「有効比率」（「31．本取引に関する用語」を参照）がロスカット水準（100%）を下回った際にはロスカットが執行されますので、十分ご注意ください。

29．入金について

CFDネクストロ座への入金は、大別して以下3通りの手段があります。当社内での振替は原則として即座に反映され、手数料はかかりません。なお、以下の入金手順および注意事項に関しましては当社ホームページをご参照ください。

（１）クイック入金サービス

当社が指定する提携金融機関のインターネットバンキングサービスをご利用の方に限りご利用いただける入金手段で、ログイン後の当社所定の画面からの操作により利用することができます。提携金融機関より「マイページ残高（未使用金）」への入金、および「マイページ残高（未使用金）」からCFDネクストロ座への振替入金が自動的に行われることから、当社もしくは各金融機関のメンテナンス時間を除き、原則として遅滞なく入金が残高に反映されます。このとき金融機関に対し発生する振込手数料は当社負担といたします。
※クイック入金の手続が正しく完了されずエラーとなった場合や、通常振込みとクイック入金とを問わず処理が遅延した場合は、翌金融機関営業日の午前9時以降、お客様の入金が当社にて確認できてから入金処理がなされます。処理が遅延した場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担について一切の責任を負いかねますのでご注意ください。
※クイック入金によるご入金は1,000円以上から、1円単位で承ります（999円以下のご入金はお受けできません）。

（２）通常振込みおよび振替入金

すべての方がご利用いただける入金手段で、当社指定銀行口座への振込みにより入金いただくものです。クイック入金サービスとは異なり、本手段では振込み完了から入金の反映まで一定の処理時間（通常、当日中ないし翌金融機関営業日中まで）を要します。金融機関に対し発生する振込手数料はお客様の負担となります。
本手段による入金はまず「マイページ残高（未使用金）」に反映され、続いて「自動振替先設定」に基づき自動的に振替処理がなされますので、マイページにて「自動振替先設定」の確認をお願いいたします。

（３）振替入金

すべての方がご利用いただける入金手段で、「マイページ残高（未使用金）」または他の取引口座にある残高をCFDネクストロ座へ振替入金するものです。振替にあたっては商品区分口座の指定も必要です。
※CFDネクストロ座からの振替出金額は「出金可能額」を上限としますが、これに迫る金額を振替出金した場合にはCFDネクストロ座の有効比率が減少し、相場状況によってはロスカットが執行される可能性が増大しますので、十分ご注意ください。

30．出金について

CFDネクストロ座内にある預託金は、「マイページ残高（未使用金）」へ資金移動（振替出金）するとともに、これを介してお客様がご登録の出金先円預金口座への出金、または他の取引口座への振替入金ができます（CFDネクストロ座から直接的に出金することはできません）。出金先円預金口座への出金において、金融機関に対し発生する振込手数料は当社

負担といたします。
お客様は、「マイページ残高（未使用金）」にある預託金の全額または一部、およびCFDネクスト口座にある預託金の超過分の全部または一部の返還を受けることができるものとし、お客様より請求があった日から起算して３営業日（金融機関休業日を除く）以内に返還されるものとします。ただし、通信等の諸事情により遅延する場合もあります。
※多額の損失確定等によりCFDネクスト口座の残高がマイナスとなった場合には、当社はお客様の承諾を得ることなく、当該マイナス残高を解消できる額を、マイページ残高（未使用金）および、CFDネクスト口座の他の商品区分口座から振替し、当該マイナス残高に充当できるものとします。
※上記による充当ができない場合は、他の取引口座から振替のうえ、充当させていただく場合があります。
※出金のご依頼を２件以上同時にお出しいただくことはできません。出金額を増額されたい場合には、お手数ですが先のご依頼をお取り消しいただいた上で、新たにご依頼をお出しください。
※お客様が一度にご依頼できる出金額の上限は、2億円となります。
※原則口座閉鎖時以外での出金受付は1,000円以上とします。また1,000円未満の出金依頼は取り消しをさせていただく場合がございます。

31. 本取引に関する用語

本項では、本取引に関する用語のうち、主に取引画面内の「口座照会」画面にて使用する用語を説明します。

用語	説明
資産合計	CFDネクスト口座の商品区分毎に、お客様の預託金の合計が表示されます。 ※資産合計は商品区分毎に算出されます。 ※「マイページ残高（未使用金）」にある預託金は含まれませんのでご注意ください。
必要保証金額	現在お持ちのポジションの維持に必要な保証金額が表示されます。
ポジション	未決済の約定（建玉）をいいます。
ポジション評価	現在お持ちのポジションにおいて発生している、未確定の差損益を表示しています。
未決済調整額合計	現在お持ちのポジションにおける、未確定の金利調整額累積額を表示しています。
評価損益	「ポジション評価」と「未決済調整額合計」の合計額です。
注文中保証金額	現在発注いただいている未約定注文の必要保証金額です。
有効評価額	その時点でのお客様の口座内の資産価値を表す金額です。 ［有効評価額］＝［資産合計］＋［ポジション評価］＋［未決済調整額合計］
出金可能額	余剰資金です。 [出金可能額]＝[資産合計]＋[未実現入出金額合計（マイナスのみ）]＋[ポジション評価（マイナスのみ）]＋[未決済金利調整額損益（マイナスのみ）]－[注文中保証金額]－[必要保証金額]
注文可能額	新規注文の必要保証金額、または注文中保証金額として新たに使用できる金額です。 ［注文可能額］＝［資産合計]＋[ポジション評価（マイナスのみ）]＋[未決済金利調整額損益（マイナスのみ）]－[注文中保証金額]－[必要保証金額]

有効比率	必要保証金額に対する有効評価額の割合を百分率で表したものです。 ［有効比率］＝［有効評価額］÷［必要保証金額］×100（%）

32. 不足金について

ポジションの決済による損金額がCFDネクスト口座の預託金の合計を上回り、不足金（マイナス残高）が発生した場合には、お客様は当社の請求により不足金をCFDネクスト口座に入金していただく必要があります。当社の請求によって定められた履行期日までに当該不足金のご入金がない場合は、当社は、履行期日の翌日より履行の日まで、年率14.6%の割合による遅延損害金を申し受けるものとします。

33. 口座番号・パスワードの管理

取引画面にログインする口座番号･パスワードはお客様を特定する重要な情報となります。管理には十分なご配慮をお願いいたします。お客様ご本人以外に漏れた場合、お客様に重大な影響を及ぼす可能性があります。マイページにてパスワードの変更が可能となっておりますので、適宜、ご変更ください。

34. お客様へのご連絡

当社からお客様に対する通知は、原則として取引画面やメールを通じて行われます（当社が必要と判断した場合はこれらに限らず、電話、書面等により通知する場合があります）。

35. お客様との通話の録音について

お客様との通話については録音させていただきますので、あらかじめご承知おきください。

36. アカウントロック

取引画面にログインする際に、口座番号、パスワードの入力を連続して当社が設定する回数以上誤って入力されますと口座がロックされ、ログインおよびお取引ができなくなります（アカウントロック）。アカウントロックの解除につきましては、個人のお客様の場合は当社ホームページ内の専用フォームにて、法人のお客様の場合は当社ホームページ内のお問い合わせフォーム、または、お電話（０１２０－４３０－０８４または０３－６６２８－８２１０）にてそれぞれ承ります。

37. 売買注文等の照会

お客様が当社の提供する取引システムを利用して指図された取引の内容は、当社の提供する取引画面を利用して照会できるものとします。万が一、内容に疑義の生じた場合、お客様は異議のある取引のあった日から15日以内に当社に対して異議の申立を行うものとします。15日以内に異議の申立のない場合、お客様は照会された内容を承認したものとみなします。

38. 取引報告書等の交付について

当社は、お客様が売買を行った場合、遅滞無く当該取引を証明する取引報告書を交付いたします。また取引口座の残高や入出金の履歴を証明する報告書を定期的に交付するものとします。

その内容をよくご確認ください。交付日から15日以内に連絡がなかった場合は、その内容についてご了承いただいたものといたします。

39. 書面の電磁的方法による交付又は徴求

当社は、原則として当社がお客様に交付または徴求する書面を電磁的方法（電子交付・電子徴求）により行います。

当社が電磁的方法により交付または徴求する書面は以下の通りです。書面の交付による情報提供を請求する場合につきましては当社サポートセンター（０１２０－４３０－２２５または０３－５７３３－３０６５）でお受けいたします。

（１）店頭CFD取引についてのご注意（商品）
（２）契約締結前交付書面（本説明書）
（３）CFDネクスト取引約款【商品】
（４）信託保全説明書（商品）
（５）口座開設リスク確認書
（６）個人情報取り扱い同意書
（７）クイック入金サービス利用規約
（８）反社会的勢力でないことの確約に関する同意書
（９）外国PEPsに該当しないことの告知書
（10）取引報告書
（11）取引報告書兼取引残高報告書
（12）損益計算書
（13）その他当社が必要と認める書面

40．取引内容の確認
本サービスを利用しての売買注文内容等について、お客様と当社との間で疑義が生じたときは、お客様が入力されたデータの記録内容をもって処理するものとします。

41．課税上の取扱い
店頭商品CFD取引を含め、個人が行った店頭デリバティブ取引で発生した利益（売買による差益、金利調整額収益等をいいます。以下、同じ。）は、2012年1月1日の取引以降、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15％、復興特別所得税が所得税額×2.1％※、地方税が5％となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。法人が行った店頭商品CFD取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。
商品先物取引業者は、個人の顧客が店頭デリバティブ取引を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該商品先物取引業者の所轄税務署長に提出します。
詳しくは、税理士等の専門家にお問い合せください。
※復興特別所得税は、2013年から2037年まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1％を乗じた金額（利益に対しては、0.315％）が、追加的に課税されるものです。

42．資産の保全について
当社では、お客様からお預かりした預託金（保証金を含みます）、売買損益、金利調整額等の資産を当社の資産とは分別して信託銀行に信託する『セーフティーネクスト』を実施いたしております。万一当社が破綻した場合でも、お客様の資産は分別管理により保全されます。

43．取引説明書の改訂
本説明書は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課するものであるときは、その改訂事項をWebサイトに掲示するなど当社の定める方法によりお知らせいたします。この場合、当社に異議の申出がないときは、お客様は

その変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

当社とお客様との店頭商品CFD取引に関し、ご納得のいかない点がございましたら、下記担当部署までご連絡ください。
当社サポートセンター　　０１２０－４３０－０８４または０３－６６２８－８２１０

Ⅳ．店頭商品CFD取引行為に関する禁止行為

商品先物取引業者は、商品先物取引法により、顧客を相手方とした店頭商品CFD取引、または顧客のために店頭商品CFD取引の媒介、取次ぎもしくは代理を行う行為（以下「店頭商品CFD取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

1. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げて店頭商品CFD取引行為の申込みの勧誘をすること。
2. 店頭商品CFD取引契約（商品先物取引業者が顧客を相手方とし、又は顧客のために店頭商品CFD取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げること。
3. 店頭商品CFD取引行為の申込みを行わない旨の意思（その申込みの勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含みます。）を表示した顧客に対し、店頭商品CFD取引行為の申込みの勧誘をすること。
4. 顧客に対し、迷惑を覚えさせるような仕方で店頭商品CFD取引行為の申込みの勧誘をすること。
5. 店頭商品CFD取引契約の締結の勧誘に先立って、顧客に対し、自己の商号又は名称及び店頭商品CFD取引契約の締結の勧誘である旨を告げた上で、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘すること。
6. 店頭商品CFD取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて、店頭商品CFD取引契約の締結を勧誘すること。（顧客等の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのない行為として主務省令で定める行為を除く）。
7. 顧客の指示を遵守することその他の店頭商品CFD取引契約に基づく顧客に対する債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
8. 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引をすること。
9. 店頭商品CFD取引行為につき、顧客に対し、取引単位を告げないで勧誘すること。
10. 店頭商品CFD取引行為につき、決済を結了する旨の意思を表示した顧客に対し、引き続き当該取引を行うことを勧めること。
11. 店頭商品CFD取引行為又はこれらに係る勧誘に関して、重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をすること。
12. 店頭商品CFD取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭商品CFD取引契約の締結を勧誘すること。
13. 店頭商品CFD取引行為に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況において、商品先物取引業に係る行為を継続すること。
14. 商品先物取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。
15. 個人顧客を相手方として店頭商品CFD取引を行う場合において、当該個人顧客がその計算において行った店頭商品CFD取引を決済した場合に当該個人顧客に生ずることとなる損失の額が、当該個人顧客との間であらかじめ約した計算方法により算出される額に達する場合に行うこととする店頭商品CFD取引の決済（以下、「ロスカット取引」という。）を行うための十分な管理体制を整備していない状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。
16. 個人顧客を相手方として店頭商品CFD取引を行う場合において、当該店頭商品CFD取引について、ロスカット取引を行っていないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。
17. 個人顧客を相手方として店頭商品CFD取引を行う場合において、当該商品先物取引業者が当該個人顧客から預託を受けた取引証拠金等の額に当該店頭商品CFD取引を決済

した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を加え、又は当該店頭商品CFD取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を減じて得た額（以下、「実預託額」という。）が約定時必要預託額に不足するにもかかわらず、直ちに当該個人顧客にその不足額を当該商品先物取引業者に預託させることなく、当該店頭商品CFD取引を行うこと。

18. 個人顧客を相手方として店頭商品CFD取引を行う場合において、その営業日ごとの一定の時刻における当該店頭商品CFD取引に係る取引証拠金等の実預託額が維持必要預託額に不足するにもかかわらず、速やかに当該個人顧客にその不足額を当該商品先物取引業者に預託させることなく、当該店頭商品CFD取引を行うこと。
19. 個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために店頭商品CFD取引行為を業として行う場合において、当該個人顧客に対し、当該個人顧客が行う店頭商品CFD取引の売付け又は買付けその他これに準ずる取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。）の勧誘その他これに類似する行為をすること。
20. 個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために商品CFD取引行為を業として行う場合において、売付けの価格（価格に相当する事項を含む。）及び買付けの価格（価格に相当する事項を含む。）の双方がある場合に、これらの価格を同時に提示しないこと。
21. 個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために店頭商品CFD取引行為を業として行う場合において、商品先物取引業者が顧客の取引時に表示した価格又は価格に相当する事項を、当該価格又は価格に相当する事項の提示を要求した当該顧客に提示しないこと。
22. 商品先物取引法施行規則第102条の２第２号又は第３号の規定に掲げる行為により店頭商品CFD取引契約を締結した場合において、当該店頭商品CFD取引契約の内容とされた同条第２号ハ又は第３号ハ(1)から(3)までに掲げる事項に反して取引を行うこと。
23. 当該商品先物取引業者の役員又は使用人による職務の執行が法に適合することを確保するための体制を整備していないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引法施行規則第102条の２第２号又は第３号に掲げる行為を行うこと。
24. 店頭商品CFD取引につき、当該店頭商品CFD取引について顧客に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為。
25. 店頭商品CFD取引につき、自己又は第三者が当該店頭商品CFD取引について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為。
26. 店頭商品CFD取引につき、当該店頭商品CFD取引について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為。
27. 顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭商品CFD取引契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘を行って顧客の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがあること。
28. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭商品CFD取引契約を締結する目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと。

Ⅴ．店頭商品CFD取引の主な用語について

●Ask（アスク）
価格を提示する側（商品先物取引業者）にとっての売値をいいます。価格を提示された側（顧客）は、その提示価格をもって売買対象を買う（購入する）ことになります。
●売ポジション（うりポジション）
売建玉（うりたてぎょく）ともいい、店頭商品CFD取引における売りの新規注文の約定により、顧客が保有する未決済の約定をいいます。
●買ポジション（かいポジション）
買建玉（かいたてぎょく）ともいい、店頭商品CFD取引における買いの新規注文の約定により、顧客が保有する未決済の約定をいいます。
●買戻し（かいもどし）
売ポジションを手仕舞う（減じる）ために行う買いの決済注文をいいます。
●カバー取引（カバーとりひき）
商品先物取引業者が顧客を相手方として行う店頭商品CFD取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭商品CFD取引と取扱銘柄、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引または他の商品先物取引業者その他の者を相手方として行う店頭商品CFD取引をいいます。
●商品先物取引業者（しょうひんさきものとりひきぎょうしゃ）
店頭商品デリバティブ取引を含む商品取引を取り扱う業務について、商品先物取引法による許可を受けた者をいいます。
●決済注文（けっさいちゅうもん）
保有したポジションを手仕舞う（減じる）ために行う反対売買の取引をいいます。
●裁判外紛争解決制度（さいばんがいふんそうかいけつせいど）
訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ＡＤＲともいいます。
●差金決済（さきんけっさい）
先物取引やオプション取引の決済にあたり、原商品（店頭商品CFD取引の場合は商品現物、商品先物）の受渡しをせず、算出された損失または利益に応じた差金のみを授受することによる決済方法をいいます。
●新規注文（しんきちゅうもん）
新たにポジションを保有するために行う取引をいいます。
●スリッページ
売買注文の発注に際し提示された価格、または発注時に指定した価格と、その発注により実際に約定した価格との差異のことをいいます。
●デリバティブ取引（デリバティブとりひき）
その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引およびオプション取引を含みます。
●店頭デリバティブ取引（てんとうデリバティブとりひき）
金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場および外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。
●転売（てんばい）
買ポジションを手仕舞う（減じる）ために行う売りの決済注文をいいます。
●特定委託者（とくていいたくしゃ）
商品先物取引業者、商品投資顧問業者、店頭商品CFD取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識および経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定委託者として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定委託者は特定委託者以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。

●値洗い（ねあらい）
保有したポジションにつき、市場価格の変化に伴い評価替えする手続きをいいます。
●Bid（ビッド）
価格を提示する側（商品先物取引業者）にとっての買値をいいます。価格を提示された側（顧客）は、その提示価格をもって売買対象を売る（売却する）ことになります。
●ヘッジ取引（ヘッジとりひき）
現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを先物市場や店頭市場で設定する取引をいいます。
●保証金（ほしょうきん）
証拠金（しょうこきん）ともいい、店頭商品CFD取引を含む先物・オプション取引において、契約義務の履行を確保するために差し入れる金銭をいいます。
●ロールオーバー
店頭商品CFD取引において、同一営業日中に反対売買されなかったポジションを翌営業日に繰り越すことをいいます。
●ロスカット
顧客の損失が所定の水準に達した場合、商品先物取引業者が顧客の全ポジションを強制的に決済することをいいます。店頭商品CFD取引においては、商品先物取引法によりロスカット・ルールを設定することが義務付けられています。
●金利調整額（きんりちょうせいがく）
取引時間終了時点でポジションを保有していた場合に発生する調整額のことをいいます。当社がカバー取引を行う際に発生する金利および貸株料に銀行間金利を加味して決定します。
●分離保管（ぶんりほかん）
商品先物取引業者が顧客から預かった保証金その他の資産を、商品先物取引業者の資産と明確に分離して保管することです。
●トレール注文（トレールちゅうもん）
価格変動に応じてトレール幅以上に有利方向へ動いた場合、自動的に注文価格を変更する機能が備わった逆指値注文です。
●IFD（If Done）
新規注文と決済注文を同時に出すことができ、新規注文が約定後に決済注文が自動的に発注される注文方法です。
●OCO(One side done then Cancel the Other order)
2つの注文を同時に出して、一方が約定したらもう一方が自動的にキャンセルされる注文方法です。
●IFO（IFD＋OCO）
IFD注文とOCO注文の両機能を統合したものです。新規注文が約定した場合の決済注文をあらかじめOCO注文で設定することができる注文方法です。

Ⅵ. 当社の概要について

当社の概要は、次のとおりです。

商品先物取引業者の名称	株式会社 外為どっとコム
設立	2002年（平成14年）年４月１日
登録番号	関東財務局長（金商）第262号 商品先物取引業者
代表取締役	竹内淳
資本金	７億7,850万円(2012年（平成24年）7月31日)
住所地	東京都港区東新橋二丁目８番１号
業務内容	インターネットを介した店頭デリバティブ取引事業
加入協会	一般社団法人金融先物取引業協会 日本証券業協会 日本商品先物取引協会
当社が加入する日本商品先物取引協会の相談センター	日本商品先物取引協会　相談センター 電話番号：03-3664-6243 URL　：https://www.nisshokyo.or.jp/ 〒103-0013　東京都中央区日本橋人形町一丁目1番11号日庄ビル6階

発効日　2024年 2月24日
改訂日　2025年 8月30日
改訂日　2026年 8月 8日

改訂日　2024年 7月20日
改訂日　2026年 3月28日
改訂日　2026年11月21日